

訪問看護ステーション結 運営規程

(訪問看護・介護予防訪問介護)

(事業の目的)

第1条 合同会社 Rowan が開設する訪問看護ステーション結（以下、「ステーション」という）が行う指定訪問看護の事業及び指定介護予防訪問看護事業（以下、「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの訪問看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「訪問看護員等」という。）が、居宅事業にあつては要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問看護を、また予防事業にあつては要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

(指定訪問看護事業の運営の方針)

第2条 訪問看護の実施にあつて、かかりつけ医の指示のもと、対象者の心身や特性を踏まえて生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施にあつては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者等の地域の保健・医療・福祉サービスを行う者並びに住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(指定介護予防訪問看護事業の運営の方針)

第3条 ステーションの訪問看護員等は、要支援者の心身の特性を踏まえて、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施にあつては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 訪問看護ステーション 結
- ② 所在地 高座郡寒川町宮山 3581-1 ロイヤル宮山 101 号室

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	常勤	非常勤	備 考
管理者	経験のある看護師	1名	—	訪問看護師と兼務
訪問看護師	看護師	4名	—	うち1人管理者と兼務

2 管理者 1名 (常勤兼務)

管理者は、ステーションの従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

3 訪問看護師等 4名 (常勤兼務 1名 常勤 3名 非常 0名)

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条

1 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日・サービス提供日 月曜日から金曜日(祝日は営業・サービス提供する)
年末年始休暇：原則として 12/30～1/4

2 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分。

3 サービス提供時間 24 時間対応する。

4 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

1 療養上の世話

清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事(栄養)及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア

2 診療の補助

褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置

3 リハビリテーションに関すること。

4 家族を支援に関すること。

家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(利用料等)

第8条

1 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割又は 2 割の額とする。詳細は別添の料金表のとおり。

2 第 10 条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。なお、自動車（タクシー）を使用した場合の交通費は、その実費を徴収する。

① 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 1 km につき、50 円

3 死後の処置料は、20000 円とする。

4 前 2 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 訪問看護員等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、寒川町、茅ヶ崎市、海老名市、厚木市、平塚市、伊勢原市、綾瀬市の区域とする。

（個人情報の保護）

第 11 条

1 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 従業者は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後についてもこれらの秘密を保持すべき旨の誓約書を従業者の雇用契約時に取り交わすこととする。

（苦情処理）

第 12 条

1 サービスの提供等に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じる。

2 提供したサービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求

め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 3 提供したサービス等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供したサービス等に関する利用者からの苦情に関して、市町村が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するように努める。
- 5 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員が同法第 85 条の規程により行う調査又は斡旋に協力するように努める。

(事故発生時の対応)

第 13 条

- 1 利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあたっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第 14 条

- 1 事業所は、訪問看護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- 2 事業所は、サービス提供に必要な設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

(記録の整備)

第 15 条

- 1 事業所は訪問看護に提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結から 5 年間保存する。
 - ① 主治医の指示書
 - ② 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書
 - ③ 訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書
 - ④ 提供した具体的サービス内容等の記録
 - ⑤ 利用者に関する市町村への報告等の記録
 - ⑥ 苦情・相談等に関する記録
 - ⑦ 事故の状況及び事故に対する処置状況に関する記録

- 2 事務所は、従業員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了の日から5年間保存する。

(その他運営についての留意事項)

第16条

- 1 ステーションは、訪問看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 継続研修 年3回
- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社Rowanと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 3 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 当該事業所は利用者の人権擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする

- (1) 虐待を防止する従業員に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者はサービス提供中に、当該事業所の従業員または擁護者（利用者の家族など利用者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条

- 1 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 2 ステーションは、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 ステーションは、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附則

この規程は、令和 元年 8月 1日から施行する。

令和 4年 11月 30日第 17条追加

令和 5年 4月 7日訪問看護要員数変更

令和 6年 1月 1日訪問看護要員数変更

令和 6年 4月 1日第 18条追加